

別紙 I (1割負担の場合) 『料金表』(基本型)R6.12～

◀(介護予防)短期入所療養介護費▶(1日あたり)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります)。

【従来型個室】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	5,790 円	7,260 円	7,530 円	8,010 円	8,640 円	9,180 円	9,710 円
2. うち介護保険から給付される金額	5,211 円	6,534 円	6,777 円	7,209 円	7,776 円	8,262 円	8,739 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	579 円	726 円	753 円	801 円	864 円	918 円	971 円

【多床室(2・3・4人部屋)】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	6,130 円	7,740 円	8,300 円	8,800 円	9,440 円	9,970 円	10,520 円
2. うち介護保険から給付される金額	5,517 円	6,966 円	7,470 円	7,920 円	8,496 円	8,973 円	9,468 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	613 円	774 円	830 円	880 円	944 円	997 円	1,052 円

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、利用者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

施設の体制に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合 ※利用者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 22 円/日 ② 18 円/日 ③ 6 円/日 上記のうちいずれか	②
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員を、利用者の数に対して20:1以上かつ、2人以上の配置を行った場合 ※すべての利用者に見守りセンサーを導入し、夜勤職員全員がインカム等のICTを使用している場合は1.6人以上	24 円/日	有
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退所者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	51 円/日	有
生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護の質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ②①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数を導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 10 円/月 ② 100 円/月 上記のうちいずれか	①
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の加算を算定していない場合	① 7.5 % ② 7.1 % 上記のうちいずれか	①

利用者様の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
送迎加算	送迎の必要な利用者様の入・退所時に事業所の車両を利用して送迎を行った場合	184回(片道)
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	8円/回 ※1日3回を限度
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	120円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり、緊急にサービスの利用が適当であると医師に認められた場合(7日を限度)	200円/日
個別リハビリテーション実施加算	医師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーション計画に基づき行った場合	240円/日
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合(利用開始日から7日(ご家族疾病等やむを得ない事業がある場合は14日)に限る)	90円/日
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 3円/日
重度療養管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある利用者様に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合(要介護4又は要介護5である利用者に限る)	120円/日
緊急時施設療養費	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要で応急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合(1月に1回連続する3日を限度)	518円/日
総合医学管理加算	治療管理を目的とし投薬・検査・注射・処置等を行い、かかりつけの医師に対して、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合(10日を限度)	275円/日
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、当該評価結果を情報提供した場合(1月に1回に限る)	50円/回

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。

別紙 I (2割負担の場合) 『料金表』(基本型)R6.12～

◀(介護予防)短期入所療養介護費▶(1日あたり)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります)。

【従来型個室】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	5,790 円	7,260 円	7,530 円	8,010 円	8,640 円	9,180 円	9,710 円
2. うち介護保険から給付される金額	4,632 円	5,808 円	6,024 円	6,408 円	6,912 円	7,344 円	7,768 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,158 円	1,452 円	1,506 円	1,602 円	1,728 円	1,836 円	1,942 円

【多床室(2・3・4人部屋)】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	6,130 円	7,740 円	8,300 円	8,800 円	9,440 円	9,970 円	10,520 円
2. うち介護保険から給付される金額	4,904 円	6,192 円	6,640 円	7,040 円	7,552 円	7,976 円	8,416 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,226 円	1,548 円	1,660 円	1,760 円	1,888 円	1,994 円	2,104 円

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、利用者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

施設の体制に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合 ※利用者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 44 円/日 ② 36 円/日 ③ 12 円/日 上記のうちいずれか	②
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員を、利用者の数に対して20:1以上かつ、2人以上の配置を行った場合 ※すべての利用者に見守りセンサーを導入し、夜勤職員全員がインカム等のICTを使用している場合は1.6人以上	48 円/日	有
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退所者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	102 円/日	有
生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護の質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ②①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数を導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 20 円/月 ② 200 円/月 上記のうちいずれか	①
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の加算を算定していない場合	① 7.5 % ② 7.1 % 上記のうちいずれか	①

利用者様の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
送迎加算	送迎の必要な利用者様の入・退所時に事業所の車両を利用して送迎を行った場合	368 回(片道)
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	16 円/回 ※1日3回を限度
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	240 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり、緊急にサービスの利用が適当であると医師に認められた場合(7日を限度)	400 円/日
個別リハビリテーション実施加算	医師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーション計画に基づき行った場合	480 円/日
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合(利用開始日から7日(ご家族疾病等やむを得ない事業がある場合は14日)に限る)	180 円/日
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 6 円/日
重度療養管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある利用者様に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合(要介護4又は要介護5である利用者に限る)	240 円/日
緊急時施設療養費	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要で応急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合(1月に1回連続する3日を限度)	1,036 円/日
総合医学管理加算	治療管理を目的とし投薬・検査・注射・処置等を行い、かかりつけの医師に対して、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合(10日を限度)	550 円/日
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、当該評価結果を情報提供した場合(1月に1回に限る)	100 円/回

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。

別紙 I (3割負担の場合) 『料金表』(基本型)R6.12～

◀(介護予防)短期入所療養介護費▶(1日あたり)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります)。

【従来型個室】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	5,790 円	7,260 円	7,530 円	8,010 円	8,640 円	9,180 円	9,710 円
2. うち介護保険から給付される金額	4,053 円	5,082 円	5,271 円	5,607 円	6,048 円	6,426 円	6,797 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,737 円	2,178 円	2,259 円	2,403 円	2,592 円	2,754 円	2,913 円

【多床室(2・3・4人部屋)】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	6,130 円	7,740 円	8,300 円	8,800 円	9,440 円	9,970 円	10,520 円
2. うち介護保険から給付される金額	4,291 円	5,418 円	5,810 円	6,160 円	6,608 円	6,979 円	7,364 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,839 円	2,322 円	2,490 円	2,640 円	2,832 円	2,991 円	3,156 円

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、利用者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

施設の体制に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合 ※利用者により直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 66 円/日 ② 54 円/日 ③ 18 円/日 上記のうちいずれか	②
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員又は看護職員を、利用者の数に対して20:1以上かつ、2人以上の配置を行った場合 ※すべての利用者に見守りセンサーを導入し、夜勤職員全員がインカム等のICTを使用している場合は1.6人以上	72 円/日	有
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退所者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	153 円/日	有
生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護の質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ②①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数を導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 30 円/月 ② 300 円/月 上記のうちいずれか	①
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記①の加算を算定していない場合	① 7.5 % ② 7.1 % 上記のうちいずれか	①

利用者様の状況に応じて負担していただく加算

加算	概要	自己負担額
送迎加算	送迎の必要な利用者様の入・退所時に事業所の車両を利用して送迎を行った場合	552 回(片道)
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	24 円/回 ※1日3回を限度
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	360 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり、緊急にサービスの利用が適当であると医師に認められた場合(7日を限度)	600 円/日
個別リハビリテーション実施加算	医師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーション計画に基づき行った場合	720 円/日
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合(利用開始日から7日(ご家族疾病等やむを得ない事業がある場合は14日)に限る)	270 円/日
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当者の方に 9 円/日
重度療養管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある利用者様に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合(要介護4又は要介護5である利用者に限る)	360 円/日
緊急時施設療養費	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要で応急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合(1月に1回連続する3日を限度)	1,554 円/日
総合医学管理加算	治療管理を目的とし投薬・検査・注射・処置等を行い、かかりつけの医師に対して、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合(10日を限度)	825 円/日
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、当該評価結果を情報提供した場合(1月に1回に限る)	150 円/回

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。

別紙Ⅱ『料金表』介護保険の給付対象とならないサービス

《サービスの概要と利用料金》

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者様の負担となります。

- ① 食費: 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)
利用者様に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。通常、1日当たり1,445円の負担、若しくは1日3回の食事を「朝食 300円・昼食(おやつを含む) 600円・夕食 545円」の料金で食された分の食費をご負担していただきます。

☆ 食費については、所得に応じた下記の減免制度があります。

利用者負担段階		介護保険負担限度額 認定証に記載されて いる負担限度額
第1段階	老齢年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方 生活保護受給されている方	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課 税年金収入額の合計が80万円以下の方	600円
第3段階(1)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課 税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,000円
第3段階(2)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課 税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,300円

- ② 滞在費: 滞りに要する費用(光熱水費及び室料(建物・設備・器具等の減価償却費、修繕費等))
当事業所及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費及び室料相当額を、下記の利用料金表に基づきご負担していただきます。

1人1日あたりの居住費

居住に要する 費用	通常 (第4段階等)	介護保険負担限度額認定証に 記載されている負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
多床室 (2, 4人室)	470円	0円	430円	430円	430円
従来型個室	1,750円 1,950円	550円	550円	1,370円	1,370円

- ③ 特別室料: 特別な居室の提供に要する費用
利用者の希望・選択により提供する特別な居室の特別室料は、居住費として別に下記の特別室料をお支払い下さい。

特別室料	対象となる居室名
315円/日 (一人あたり)	303号室 315号室 404号室 405号室 406号室 407号室 408号室 409号室 410号室 411号室 412号室 413号室 414号室 415号室 417号室 418号室 419号室 420号室
1,048円/日	401号室
628円/日	403号室
524円/日	203号室 416号室
419円/日	402号室

- ④ 理髪・美容に要する費用
月に1回、理美容師の出張による理美容サービス(整髪等)をご利用いただけます。
利用料金:派遣される理美容院の定める金額
- ⑤ 追加の電気料金(電気器具使用料)
利用者様個人の持ち込む電気器具につきまして、電気料金として下記の電気器具使用料をお支払ください。1点につき 51円/日(税込み)
ただしテレビ・ラジオ等の教養娯楽的器具は1品のみ居住費に含めるものとして無料とします。
- ⑥ 洗濯代:私物衣類等の施設で行う洗濯についての費用
利用者様の下着、タオル等の衣類の洗濯を依頼される場合は下記の委託業者へ取り次ぎます。
1ネットにつき330円(税込み)・・・委託業者:株式会社トーカイ
1回1.0kgまで102円(税込み)、1.0kgを増す毎に102円(税込み)を加算した金額
なお、クリーニング店に依頼する場合は、別途実費となります。
- ⑦ 特別食費:特別な食事の提供に要する費用
利用者様の希望及び選択により提供した特別な食事につきましては、その食事を提供するのに要した費用(食材料費及び調理費用)から、通常の食事を提供する費用(食材料費及び調理費用)を控除した実費の金額をご負担いただきます。なお、その金額(差額)は前もって希望・選択するにあたって提示させていただきます。
(追加費用別途請求方法とさせていただきます。)
- ⑧ レクリエーション、クラブ活動参加の費用(実費)
利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
【利用料金】
創作・手芸等において自分自身の作品を作られる場合は材料費代等の実費をいただきます。また、その他利用者様の希望・選択で参加される行事等で、利用者様にご負担いただくのが適切と思われるものの実費をいただきます。
i) 主な行事 遠足、買い物会、各種演芸会、施設の祭り等
ii) クラブ活動 書道、茶道、華道、手芸等
- ⑨ 複写物の交付
利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には費用をいただきます。
1枚につき10円【白黒】(税込み)
- ⑩ その他
短期入所療養介護サービスを連続して30日以上利用する場合は、31日目は介護保険付対象とならず、自費での利用になります。また、介護保険の支給限度基準額、給付管理表の計画単位数を超えるサービスについては、全額自費となります。その際、食費・居住費(滞在費)については、下記の金額をご負担いただきます。
(食費:1,445円 朝食300円 昼食600円 夕食545円)
(個室:1,950円/1,750円 多床室:470円)

☆ 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない自由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明致します。